

海南市ブロック塀等撤去改善事業補助制度のご案内

地震によるブロック塀などの倒壊により、人的被害や避難時などの通行の妨げを防止するため、危険なブロック塀などの撤去やフェンスなどの軽量の塀への転換に対し、その費用の一部を補助します。

補助対象となる塀

- ▼コンクリートブロック造、レンガ造その他これらに類する塀および門柱など
- ▼市内にある道路や公園などに面する高さ 0.8m以上のもの

補助対象者

- ▼申請者が対象となる塀を所有していること
- ▼申請者が市税を完納していること（ただし、下記②の事業を行う場合に限る。）

補助対象事業・金額

下記①および②を合計した金額に3分の2を乗じた額（最大30万円）

	補助対象事業	
①	ブロック塀等の撤去	撤去費または1万3千円×撤去するブロック塀等の長さ(m)のいずれか低い金額
②	ブロック塀等の撤去に伴う軽量の塀等への転換	軽量の塀等の新設費または2万円×新設する軽量の塀等の長さ(m)または1万3千円×新設する軽量の塀等の面積(m ²)のいずれか低い金額

※長さは10cm未満、面積は10cm²未満をそれぞれ切り捨てとします。

申込方法

11月16日（金）までに申請書および必要書類を、事業着手（契約・発注）前に下記まで提出してください。申請書は危機管理課、下津行政局、各支所・出張所で配布しているほか、市ホームページからも取得できます。

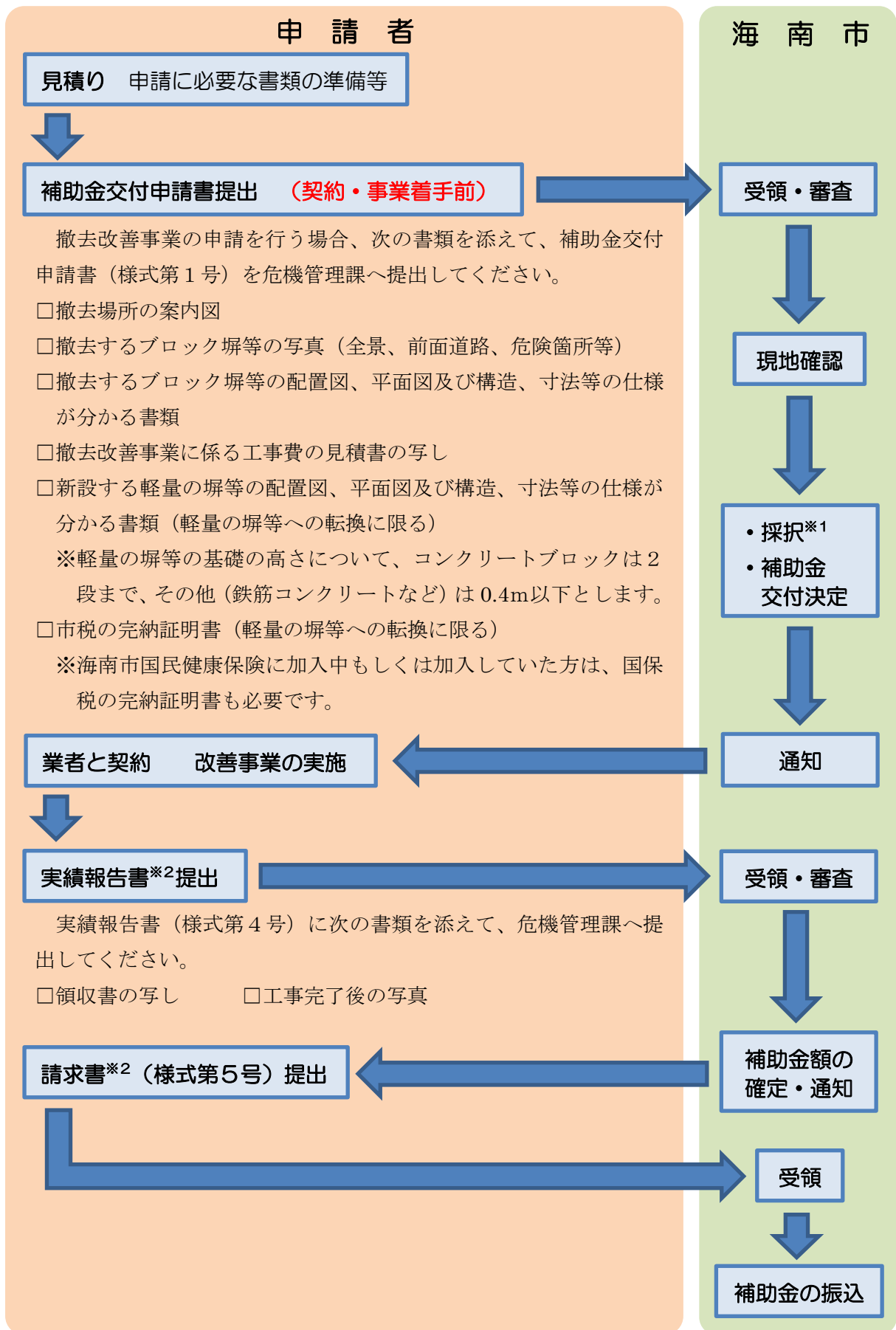
注意事項

- ▼補助金については、予算の範囲内での交付となりますので、申請書を提出しても必ず採択されるとは限りません。
- ▼申請の受付後、市職員が現地調査を行い、危険度の高いものや通学路等に面するものなど、ブロック塀等の総合評点を算出し、優先度の高いものから採択します。
- ▼採択（補助金交付決定）される前に着手（契約・発注）した事業については、補助金の対象となりません。なお、採択（補助金交付決定）は11月下旬に行います。

提出先・問い合わせ

海南市危機管理課（市役所3階）
〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地
TEL：073-483-8406 FAX：073-483-8483
E-mail：kikikanri@city.kainan.lg.jp

補助制度の手続きの流れ



※1 予算の範囲を超えたため採択されなかった場合は、別途通知させていただきます。

※2 補助金等交付決定通知の際に、併せて送付させていただきます。